

第1327回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成27年3月19日 木曜日

開会 10時00分 閉会 11時30分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員（委員長職務代理） 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 0人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分、委員長職務代理が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1326回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案7件、報告1件

イ 非公開の承認

議案4件については、人事に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

「新しい定時制高校創設プロジェクト」まとめ（案）に関する市民意見募集の実施について

(事務局説明)

○畑 学校指導課担当課長

「新しい定時制高校」の創設を検討するに至った背景及びこれまでの経過については、全国的に全日制高校への進学希望者が増加する中で、夜間定時制高校は勤労青年の就学場としての役割が薄れ、一方で、不登校経験者や、引きこもり、発達障害など特別の支援が必要な生徒など、多様な学びの動機や学習歴を有する生徒たちが増加している。

こうした中、生徒たちの多様な状況やニーズに更にきめ細かく応えられるよう、学び直しや自立支援等の機能を充実させた新たな教育内容や学校体制及びそれらを実現する施設設備を備

えた新設高校の設置が必要であるとの認識の下、昨年7月、伏見工業高校跡地の一部を活用した「新しい定時制単独高校」の設置に向け、教育委員会において、この「定時制単独校の創設に関する基本方針」を策定した。

また、昨年10月には、この基本方針に基づき、定時制単独高校の創設に向けた研究・協議を行うため、伏見工業高校夜間定時制及び西京高校定時制の管理職や教員、教育委員会職員による「新しい定時制高校創設プロジェクト」を発足し、月一回程度の頻度で開催するとともに、公開の場において、発達障害の専門家、不登校生徒の教育のスペシャリスト、本市の子ども若者支援を担う団体や中学校現場の代表などを有識者として5名の方に参画いただき、指導助言を得る機会を二度設けるなどして、議論を深めてきた。

この度、このプロジェクトでの議論を踏まえ『新しい定時制高校創設プロジェクト』まとめ（案）」をとりまとめ、広く市民の皆様から意見を募集することとなった。

次に「『新しい定時制高校創設プロジェクト』まとめ（案）」についてであるが、その概要版に沿って説明申し上げる。

まず「Ⅰはじめに」及び「Ⅱ市立定時制高校の現状と課題」では、新設校の設置に向けた検討経過と、伏見工業夜間定時制と西京定時制の現状と課題を記載している。

とりわけ、両校では、中学校時代に不登校経験のある生徒は、入学者のおよそ5～6割程度、特別な支援を要する生徒は1～2割程度、正社員は両校ともおらず、アルバイトやパートをしている生徒が7～8割という状況となっており、卒業生の進路につきましても、伏見工業では就職がほぼ100%、西京高校ではアルバイトの継続をする生徒たちが半分程度ですが大学や専門学校に進学する生徒が4割程度となっている。

次に「Ⅲ新設校の基本的な枠組み」であるが、「（1）求められる役割」としては、従来の両校が保障してきたように、不登校を経験したり、発達障害等により特別な支援を必要とするなど、もう一度学び直したいと思う生徒、小さな集団の中であれば学校生活を送ることができる生徒、家庭の経済状況などの理由でアルバイトをしながら勉強をしたい生徒のニーズに応えていくことが必要と考えている。

さらに、「（2）新たな教育ニーズへの対応」にもあるように、全国的に公立高校として「引きこもり傾向」にある生徒の教育保障が不十分な状況の下、ICT環境を活用した学習支援なども視野に入れた、従来の公立高校にはない新しいタイプの通信制の併設などについて今後も十分な研究を進めることを求めている。

さらには、不登校を経験した中学生を対象とする洛風中学校や洛友中学校の生徒の進路保障に向けた連携・接続のあり方、中学校と新設校間で複数回の教育相談を実施するような選考システムなど、従来の公立高校入学者選抜の制度の枠を越えた新しい選考方法も研究することを提言している。

続いて「（3）学習保障に向けた少人数教育、きめ細かい指導のあり方」では、現在の両校の実情を踏まえると15～20名程度の少人数の講座が理想的であることや、新設校では伏見工業夜間定時制が国の指定で研究している「個別の指導計画」をすべての生徒に積極的に活用していくこと、さらには伏見工業夜間定時制に現在配置する総合育成支援教育に関する専門家の継続配置も検討することが求められている。

次に「（4）時間帯のあり方」についてであるが、中学校現場の声や来春開校する「府立清明高校」へのニーズを見ても、本来的に昼間に学びたいという生徒たちの高いニーズに応えていくこと、また経済的な理由や心理面の不安など、生徒たちがアルバイトと両立しながら夜間定

時制へ通学・卒業していることも考慮し、夜間に学習保障を行うシステムは維持することが必要としており、実際に昼間や夜間に学ぶ生徒たちの定員規模や実際の授業時間帯は、引き続き両校及び教育委員会で具体的な研究を継続することとしている。

次に「(5) 修学年限や単位認定等のあり方」についてであるが、新設校の昼間定時制は3年制を基本に、ゆっくりと学びを求める生徒は4年制も選択可能とし、夜間に学ぶ生徒たちは4年制を基本に希望があれば3年での卒業を選択可とすること、また単位認定にあたっては、定時制で学ぶ生徒たちにホームルームを意識させたり、人間関係を構築して連帯感を持たせるなどの観点から学年制が相応しいが、単位制の活用も継続することとしている。

最後に「(6) 外部の教育力も視野に入れたキャリア教育のあり方」であるが、両校の従来の取組を踏まえた場合、新設校においても資格取得やアルバイトについては生徒のキャリア意識の向上のために取組を継承していくことが必要であり、新設校では多様化する生徒たちの卒業後の支援体制も視野に入れて、これまで以上に様々な関係機関と連携を強化していくこととしている。

続いて「IV 学校規模や教育施設のあり方」についてであるが、新設校の学級規模は、生徒たちの学習保障をしっかりと行うための環境を維持するため20人学級を標準とすることが理想的と提言されている。さらに、体育祭・文化祭、球技大会の学校行事や部活動など、集団生活の素晴らしさを学べる学校規模の確保と環境づくりを重視していくことも大切な視点としている。

新設校は、時間的・空間的に必要な時に校舎や施設を自由使用できる環境が用意されることを前提に、十分なカウンセリングルームの確保、資格取得の学習のために必要となる教室、さらには生徒と教員のオンデマンドシステムを前提とした ICT 環境の整備等が求められるなど、従来の全日制高校とは異なる視点から教育施設の充実が必要となってくることとなる。

このまとめ(案)について今後、市民意見募集を進めていくが、募集期間は平成27年3月23日～4月24日の約1ヶ月間とし、提出方法は郵送・FAX・WEB(ホームページ)により意見記入用紙を学校指導課高校教育担当に提出することとしている。

なお、チラシの配布場所については市役所・区役所支所、教育施設、ホームページとし、市立学校園の教職員に対しては局内イントラネットで周知していく。

最後に今後の予定についてであるが、市民意見募集で寄せられたご意見や有識者の指導助言を踏まえ、プロジェクトで協議を行い、本年夏頃を目途に「新しい定時校高校」の教育内容等の骨格と整備方針を決定、平成27年度中には施設設備の整備に関する基本計画を策定することとしており、そのための経費を、現在開催中の市議会において、27年度予算案に計上させていただいているところである。

(委員からの主な意見)

- 引きこもりの生徒について、全国状況と比べ京都はどうか。
- パブリックコメントではICT環境の整備や通信制についても意見を募集するのか。
- 有識者からの指導助言は本プロジェクトのまとめが完成した後も継続していくのか。
- 府立清明高校との違いや棲み分けについてはいかがか。

(事務局)

- 引きこもり傾向の生徒数については、全国と比較しても、京都も大きく変わらないと認識している。公立高校でこのような生徒をターゲットにした例はなく、新しいタイプの通信制の

あり方や、生徒と教員のオンデマンドシステムを前提としたＩＣＴ環境の整備についても、十分研究・検討してまいりたい。また、パブリックコメントでもこれらの観点からご意見をいただければと考えている。全国に例のない新しいタイプの教育環境整備について積極的に検討していきたい。

- 有識者から専門的観点から様々なご意見をいただき、現場の教員は非常に感銘を受けている。公式にではなくなるかもしれないが、引き続き、有識者の先生方には御指導をいただきたいと考えている。
- 府立清明高校については午前部と午後部による昼間二部制の定時制高校であり、新設校は昼間を軸に夜間にも学べるシステムを維持する定時制とすることとしている。不登校の経験や特別な支援の必要な生徒など多様なニーズに応える生徒を求めている点では共通する部分はあるが、働きながら学ぶ夜間定時制や通信制、市立洛風・洛友中学校との接続など本市ならではの特色ある学校にしていきたい。
- 入試制度については、中学校現場との情報交換も積極的に行いながら、教育相談や体験入学を通じたマッチングのあり方など、清明高校も含め現行の一度だけの入試によるミスマッチを防ぐような仕組みを検討していきたいと考えている。有識者である宇都宮先生の生野学園のような複数回の体験入学実施などの取組も参考に、入学前に７、８回のオープンスクールを実施し、その中で保護者・生徒と面談を繰り返しながら、就学に繋げていくような取組も検討していきたい。

エ 議案事項

議第３６号 京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明）

○大賀 生徒指導課担当課長

議第３６号について、お手元に配布させていただいている説明資料に沿ってご説明申し上げます。

第２条（受付期間）の改正について、現行規則では、使用許可申請書の受付期限を『使用を開始しようとする日の２０日前まで』と定めているが、これを『使用日の属する月の前月の１０日まで』と改正したいと考えている。これは、毎月１０日時点で翌月に使用する団体の申請内容を集約し、職員の勤務シフトや外部業者への食事の発注依頼も含めて、使用許可を判断するとともに、施設の効率的かつ円滑な運営を図りたいと考えている。

第３条（使用許可書の交付）の改正内容については、端的に言うと、現行規則で求めている使用許可書の提示を省略したいと考えている。これは、現状において、使用を許可したのち、使用団体は使用する日までに事前に施設と打ち合わせを行っており、入所当日に改めて使用許可書の提示を求める必要性はないと考えている。

この第３条の改正により、「第２号様式」が不要となるので削除し、「第１号様式」を「別記様式」に改める。「第１号様式」と「別記様式」を見比べていただくと、宛先が「京都市教育長」に変わっているが、これは地方教育行政法の改正によるものである。また、様式中の項目につ

いても、これまで施設の運営にあたり不便に感じていた項目について必要な加除修正を行った。

最後に、議案の３ページ目「附則」をご覧いただきたい。

改正後の規則は平成２７年４月１日から施行することとしているが、第２条（受付期間）の改正により、平成２７年４月１日から３０日の間の使用許可申請が提出期限の３月１０日を過ぎていたため行えないことになるため、経過措置として、改正第２条の規定は５月１日以後の使用において適用することとする。また、「使用許可申請書」の様式についても、当分の間、現行様式を使用することとする。

（委員からの主な意見）

- 利用が多いのは何月頃か。申請書が提出されて、利用日の希望が重なった場合に調整が大変だと思うが、事前に利用日の調整を行っているのか。
- 申請書の提出期限が「使用する日の２０日前」から「使用する日の属する月の前月の１０日まで」と改正されることにより、これまでと比べると期限が早まる場合もあり学校が混乱することはないのか。

（事務局）

- 夏休み期間を除いて５月～９月が多い。ただ、台風により延期となることもあり、１０月いっぱいまで利用がある状況。利用日の事前調整は約１年前から行っている。
- 市立学校においては、現行規則のただし書きを適用し、すでに前月の１０日までに申請書を提出することとしており、今回後追いで規則を改正することになるため、学校の混乱はないと考えている。影響があるのは、２～３件ではあるが、夏休み期間に利用している市立学校以外の団体。

（議決）

委員長職務代理が、議第３６号「京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第３７号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

（事務局説明）

○清水総務課長

議第３７号については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」及び現在、２月市会に提案中である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」が平成２７年４月１日から施行（予定）されることに伴い、関係する教育委員会規則を一括して整備するものである。

関係規則の主な改正点を順に説明させていただく。「京都市教育委員会表彰規則」について、「教育委員の表彰」を規定した第２条において、「教育委員（教育長を含む。）」を「教育長及び

教育委員」に改める。これは、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）において、教育長は、教育委員の身分を有さなくなるが、引き続き教育委員会の構成員であることに鑑み、表彰の対象とするよう規定を整備するものである。

「京都市教育委員会会議規則」について、現在、「委員長」と規定しているものを「教育長」に改めるほか、第2条において、「定例会」と「臨時会」に区別しているものを「会議」に改める。また、「教育委員からの会議の招集」の規定については、これまで地教行法では規定がなかったところ、今回の改正により、地教行法第14条第2項において「委員定数の3分の1以上」と規定された内容は、これまで本市が規則で「委員2人以上」と規定していたものと（表現は異なるものの）実質同じ内容であるため、規則上の規定を削除するものである。また、「会議を非公開とする場合の要件」について、地教行法第14条第7項ただし書で規定されているため、規則上の規定を削除する。また、地教行法第25条第3項において、「教育長の報告」について教育委員会規則で定めるよう規定されたことに伴い、新たに1条を設け、「おおむね1月に1回以上、その都度必要と認められる事項について行う」ことを規定する。また、地教行法第14条第9項において、議事録の作成及び公表について、教育委員会規則で定めるよう規定されたことに伴い、「会議録」を「議事録」に改め、その公表について、新たに1項を設けて規定する。また、その議事録に出席委員及び「欠席委員」の氏名を記載するよう改める。

「京都市教育委員会傍聴規則」については、本則中の「委員長」の箇所を「教育長」に改める改正のみである。

「京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則」、「京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則」、「京都市教育委員会職員住宅使用規則」、「京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則」、「京都市立学校施設使用規則」について、これらの規則では、当該施設の使用等に係る申請書の様式の宛先の「京都市教育委員会教育長」との表記を「京都市教育長」に改める。

「京都市教育委員会公印規則」については、「委員長印」の廃止に係る整備である。なお、「京都市教育委員会教育長印」を「京都市教育長印」に改めるが、規則上は「教育長印」としか規定されていないため、改正の必要はなく、手続としては、公印の廃止及び新調、告示手続を行うのみである。

「京都市高等学校の通学区域に関する規則」について、「京都市教育委員会教育長」を「京都市教育長」に改める。

以上の改正のうち、「京都市教育委員会教育長」を「京都市教育長」に改める改正については、若干補足させていただく。当該改正は、教育長の任命権者が「教育委員会」から「市長」に変わることから、本市では、他の特別職との均衡を考慮し、「京都市教育長」との名称を用いるよう整理するものである。文部科学省からは、新制度における教育長は、教育委員会の構成員であり、かつ教育委員会を代表する者であることから、「教育委員会の教育長」である側面も併せ持つことため、引き続き「京都市教育委員会教育長」との名称を用いても誤りではないが、「いずれの名称を用いるかについては、各自治体の判断に委ねるものである」との見解を得ており、本市では「京都市教育長」の名称を用いることとするものである。

本規則は、平成27年4月1日からの施行を予定している。

以上、ご審議の程、よろしくお願いする。

（委員からの主な意見）

○これまでの勉強会の内容を踏まえた改正内容であることを確認できた。

○他の自治体における新教育長制度への移行状況は。

(事務局)

○20指定都市では横浜市，近畿2府4県では和歌山県が現在の教育長の任期満了に伴い，必然的に移行される。また，大阪府が今般の教育長の辞任に伴い，新教育長に移行される予定と新聞報道等で確認している。

(議決)

委員長職務代理が，議第37号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」に対して，採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

議第38号 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○清水総務課長

現行の教育委員会規則の条文上，「変則勤務手当」には「特例時間勤務手当」と「年末年始勤務手当」の2種類があるが，市長部局が，このうちの「年末年始勤務手当」を給料との重複支給の観点及び他の手当（休日勤務手当又は時間外勤務手当）との重複支給の観点から廃止しており，今回，市長部局の規則と合わせるため，条文を削除し，規定整備をする改正をいたしたい。

また，「変則勤務手当」の支給対象に生徒指導課の職員が変則勤務をした場合が挙げられているが，現在，生徒指導課の職員が変則勤務をすることはないため，実態に合わせて，条文を削除し，規定整備をする改正を併せていたしたい。

(委員からの主な意見)

○特例時間勤務手当の趣旨は？

(事務局)

○ローテーション勤務による遅出など，勤務時間が通常の時間と異なることに対する手当。生徒指導課ではパトナの開館時間に合わせて職員が残ることがあったが，現在はパトナの職員で対応している。

(議案採決)

委員長職務代理が「議第38号 京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について」に対して採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

オ 非公開の宣言

委員長から、以下の議案４件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 議決事項

議第３９号 京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について

議第４０号 京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第４１号 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○清水総務課長

基本的に、議第３９号～議第４１号までは、平成２７年度組織改正についての議案となっているが、始めに、議第３９号における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）の改正の箇所について、その後に、議第３９号～議第４１号における組織改正に係る規定整備の箇所について、順に説明をさせていただく。

議第３９号における法改正に伴う主な改正内容として、「委員長」を「教育長」に改めるほか、「委員長の選挙」、「委員長職務代理」、「委員長及び委員長職務代理の辞職」に関する規定を削除する。

また、「教育長の服務等」について新たに１条を設け、「市長の事務部局の職員の例による」ことを規定する。これは、現在、２月市会において提案中の関係条例の１つである「京都市教育長の勤務条件等に関する条例」の中で、「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める」とした同条例の第３項に基づき、地教行法において規定されていない服務全般について、規定するものである。

なお、「教育長職務代理」の選任等については、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と法第１３条第２項に定められているため、規則では規定を設けていないが、実際には、教育長は任命された後、「教育長職務代理」を委員の中から指名することになる。

その「教育長職務代理」の職務について、「教育次長」は、教育委員会の会議に関する事項を除き、これを「代決」できることとする。

また、「教育次長」を「必置」とする。したがって、現在、「事務局に教育次長を置くことある。」と規定しているものを「事務局に教育次長を置く。」と改める。

続いて、平成２７年度の組織改正に係る規定整備にあたる箇所を説明させていただく。

議第３９号については、新教育委員会制度への移行に伴うもののほか、組織改正に伴う職の新設、廃止（ICT 環境整備係長の廃止）や、博物館登録事務の規定（第４次地方分権一括法の施行により、博物館登録事務が都道府県から政令指定都市に移管されることとなり、平成２７年４月から、生涯学習部において行うことについての規定を追加）などの改正に関する議案である。

議第４０号については、総合教育センター学校統合推進室（部相当）内に、「伏見区向島小中一貫教育校開設準備室」（課相当）を新設し、向島地域の３小学校（向島二の丸小、二の丸

北小，向島南小）を統合し，向島中学校との伏見区初となる新たな小中一貫教育校の平成 31 年度の開校を目指すための議案である。

議第 41 号については，「幼児教育推進体制の充実」に向け，こどもみらい館の体制整備のため，現在，事業課で行っている，子ども子育て支援新制度関連の取組を含めた子育てに関する調査・研究に係る事務や，共同機構を中心とした研修の実施に係る事務を総務課に移管することについての議案である。

以上，ご審議の程，よろしくお願いします。

（委員からの主な意見）

- 「教育長職務代理」の箇所について，現行の教育委員会通則では，「教育長に事故あるとき又は教育長が欠けたときは」と前提の規定が明記されているが，改正案で削除されている理由をもう一度確認したい。
- 現行の教育委員会通則第 7 条における「委員長及び委員長職務代理が共に事故があるとき又は欠けたとき」の規定について，新制度において，「委員長」を「教育長」に改めるなど，規定を整備し，条文を残すことも方法の 1 つであると考えているが，敢えて条文自体を削除した理由をもう一度確認したい。
- 組織改正について，教育委員会の幼児教育推進体制の充実に合わせて，保健福祉局も組織改正を行うのか。
- 新教育委員会制度における総合教育会議について，主催は市長，事務局は教育委員会事務局ということで間違いないか。また，「拡大版京都市総合教育会議」の開催等については，協議内容や参画いただく外部識者等，教育委員会としても検討したいので，協議の場の設定をお願いします。

（事務局）

- 法第 13 条第 2 項では，「教育長に事故があるとき，又は教育長が欠けたとき」に教育長職務代理が職務を行うことを規定しており，教育長職務代理の職務を代決する際には前述の緊急事態であることが前提となるので，あえて改めて規定する必要がないという見解に基づき，整備したものである。
- 職務代理の指定については，法律上，教育委員会の権限ではなく教育長の権限となるため，教育委員会規則で拘束することはできないという見解に基づき，整備したものである。実務上は，「第 1 順位，第 2 順位」のように，複数の職務代理を指定しておくことが望ましいと考える。
- 保健福祉局において，教育委員会の組織改正に合わせて，組織改正を行うことはないと言っている。ただし，こどもみらい館については，これまでから，教育委員会と保健福祉局の共管で事業等を実施しており，一層連携を密にして取り組んでまいる。
- 新教育委員会制度における，総合教育会議の主催は市長であり，教育委員会事務局が市長部局の事務を補助執行する形を取っている。また，拡大版総合教育会議等の開催にあたっては，教育委員の皆様には十分協議いただけるよう機会を設定してまいる。

（議決）

委員長職務代理が，議第 39 号「京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定につい

て」，議第４０号「京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」，議第４１号「京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」，に対して，採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

議第４２号 人事について

（事務局説明）

○清水総務課長

議第４２号「人事について」について，資料に沿って説明。

（委員からの主な意見）

特になし。

（議決）

委員長職務代理が，議第４２号「人事について」，に対して，採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

（４）その他

○生田教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告。

- ・３月６日 市会予算特別委員会
- ・３月１２日 市会市長総括質疑
- ・３月１３日 市会市長総括質疑
- ・３月１６日 市会教育福祉委員会
- ・３月１７日 地方創生に係る関係団体との意見交換会

○事務局から当面の日程について説明

（５）閉会

１１時３０分，委員長職務代理が閉会を宣告。

署 名 委員長職務代理